

6. 減災対策

6-1. 浸水が想定される区域の指定

県及び市町は、県管理河川について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

県は、浸水想定区域図を関係市町に通知し、市町はハザードマップの作成・周知を行う。

■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、ハザードマップの作成・周知を行っており、今後もハザードマップのさらなる周知に努める。

高砂市では、ハザードマップのほか、出前講座や広報、ホームページを利用して周知を図っており、今後も継続的に実施する。

神河町では、平成25年度にハザードマップの改定と全戸への再配布を行った。

浸水が想定される区域の指定に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図の作成 ・CGハザードマップによる浸水想定区域等の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害にあわないために必要な知識の啓発に努める。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップのさらなる周知に努める。
朝来市		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・浸水深表示板の設置
神河町		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・H25でハザードマップの改定と全戸への再配布を行う。 	(計画地域全体の取り組みと同様)
市川町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の見直し
福崎町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)
姫路市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・姫路市浸水危険箇所連絡会議の設置 	(計画地域全体の取り組みと同様)
高砂市		(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・高砂市治水対策庁内連絡調整会議の設置 ・出前講座、ハザードマップ、広報、ホームページ等を利用して周知を図っている。 	(計画地域全体の取り組みと同様) <ul style="list-style-type: none"> ・現在の取り組みを今後も継続する。
太子町		(計画地域全体の取り組みと同様)	(計画地域全体の取り組みと同様)



高砂市出前講座の様子

(1) 浸水想定区域図の作成

県は、全ての県管理河川の浸水想定区域図を作成することとしており、すでに作成済の浸水想定区域図についても、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更など必要と認められる場合には適宜見直しを行うとともに、市町に提供する。

また、浸水想定区域図を「兵庫県 〇〇ハザードマップ 〇〇（地域の風水害対策情報）」に掲載し、県民への周知に努める。

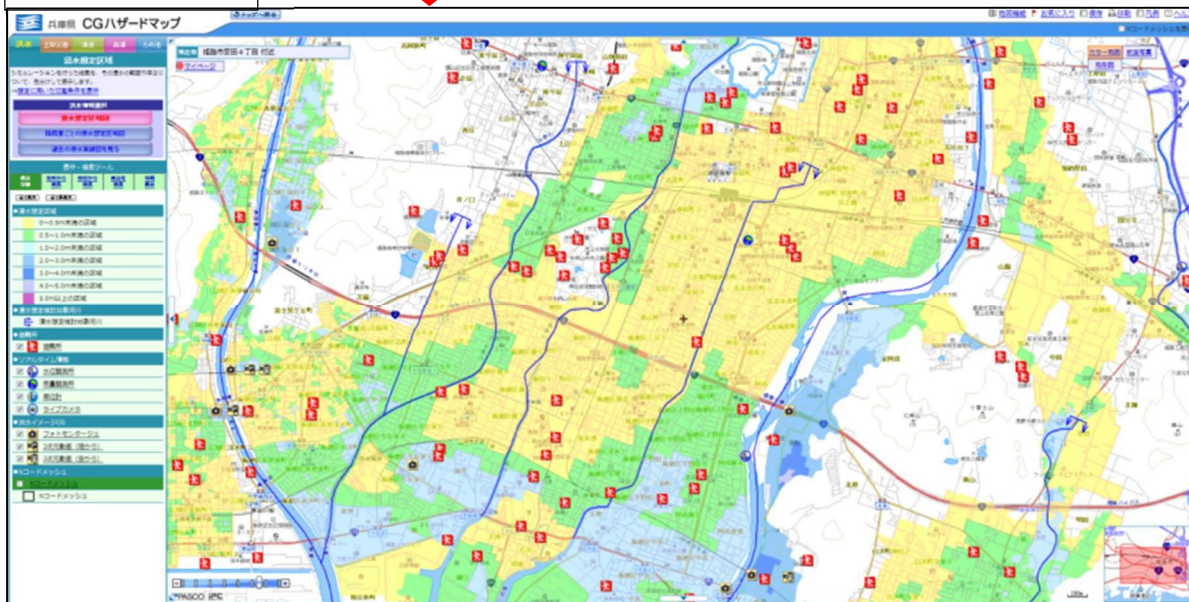
兵庫県H〇内の 〇〇ハザードマップ トップページ



兵庫県のホームページ（トップページ）の「防災情報内の 〇〇ハザードマップ」をクリックすると左図が表示されます。

左図①をクリックすると【〇〇ハザードマップ】が表示
身の周りの危険箇所が地図で見られます。

浸水想定区域図



兵庫県ホームページによる浸水想定区域図の周知

出典：兵庫県H〇内 (〇〇〇：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

〇) 兵庫県 〇〇ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できることを目指して、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所等）や避難に必要な情報等を記載した「〇〇ハザードマップ」を作成し、平成 〇〇年 〇月 から県のホームページで公開している。

(2) ハザードマップの作成・配布

市町は、県から提供された「浸水想定区域図」をもとに、これに避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成・配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。県は、ハザードマップの充実・周知に取り組む。

ハザードマップの作成年月と更新年月

水系名	市町名	ハザードマップ作成年月	ハザードマップ更新年月	掲載先（冊数）
大津茂川	姫路市	平成 19 年 〇月	—	〇〇〇〇冊
	太子町	平成 2〇年 5 月	平成 24 年 〇月	〇〇〇〇冊 191冊
夢前川	姫路市	平成 19 年 〇月	—	〇〇〇〇冊
船場川	姫路市	平成 2〇年 〇月	—	〇〇〇〇冊
市川	朝来市	平成 19 年 5 月	—	〇〇〇〇冊
	神河町	平成 1〇年 〇月	平成 25 年度中に更新予定	〇〇〇〇冊 369冊
	市川町	平成 2〇年 〇月	平成 2〇年 〇月	〇〇〇〇冊 213冊
	福崎町	平成 2〇年 〇月	—	〇〇冊
	姫路市	平成 1〇年 〇月	—	〇〇〇〇冊
八家川	姫路市	平成 2〇年 〇月	—	〇〇〇〇冊
西浜川	高砂市	平成 2〇年 〇月	平成 25 年度中に更新予定	〇〇〇〇冊 6939冊
天川	高砂市	平成 2〇年 〇月	平成 25 年度中に更新予定	〇〇〇〇冊 6939冊
	姫路市	平成 2〇年 〇月	—	〇〇〇〇冊

6-2. 県民の情報の把握

行政の「知らせる努力」と、地域住民の「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることになることから、県民は、県や市町から発信される防災情報を収集し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

6-□ 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県及び市町は、県民の避難の助けとなる情報を迅速かつ確実に提供できるよう情報提供に努める。

市町は、水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民は、情報を把握するとともに、他者への伝達により、自らそれぞれの安全の確保に努める。

■計画地域での特徴的な取り組み

県は現在、洪水時に水位局での□時間後の水位予測及び氾濫予測を実施し、これを市町や消防・警察へ配信することでの的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）しており、今後は予測の精度向上に取り組む。

市町は現在、メール機能、ホームページ、防災無線、広報車等を利用してきめ細かな情報発信に努めており、今後もの的確な避難勧告等の発令に努めていく。

浸水による被害の発生に係る情報伝達に関する取り組み一覧

実施主体		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> 市川水系を洪水予報河川に指定し、神戸地方気象台と共同して洪水予報を発表し、□□等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している。 水位局での□時間後の水位予測及び氾濫予測を実施し、これを市町や消防・警察へ配信することでの確かな避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水時の水位予測等を市町へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 継続して信頼性を高めていく必要のある予測であるため、実績洪水等を踏まえ、予測の精度向上に取り組む。 今後も正確な配信に努める。
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> 合併前に整備した旧町単位でのシステム（□□□□、防災無線）を使用し情報の伝達を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に沿った情報伝達システムを整備する。（防災行政無線）
	神河町	<ul style="list-style-type: none"> 水位計及び消防団からの現地報告。 平成 25 年度から、水防本部が設置されて以降の雨量・水位観測情報を C A T V で流す取り組みを行っている。 町独自で水位計を 7 箇所、雨量計を 8 箇所設置し、町ホームページのリンク先で確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来に加え、24 年度設置の量水標の水位報告を消防団より受け、きめ細かな把握に努める。
	市川町	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線により情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> いちかわ安心ネットの普及に努める。
	福崎町	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の避難伝達手段についても計画の中で定めている。 防災行政無線を導入しており、併せて当該無線を活用した「お知らせシステム」の加入推進に努めている。 緊急速報メール（エリアメール）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して、的確な発令に努めていく。 平成 26 年 4 月に「ひょうご防災ネット」に参加予定
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令時には緊急速報メール・ひめじ防災ネット・防災行政無線（家島・香寺・夢前・安富）・市のホームページ・□□ざんき □□□□□ ケーブルテレビ（□□□□）等により多重的に情報を発信している。また、広報車や地元消防団による巡回広報等、きめ細かな情報発信に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報等を的確に発信できるように災害時情報発信マニュアルを整備する。
	高砂市	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の情報伝達手段についても計画の中で定めている。 防災ネットたかさごによる緊急情報等の発信 緊急速報メールによる携帯電話への一斉配信 防災行政無線放送を補完する災害情報の電話応答サービス（テレドームサービス） 	<ul style="list-style-type: none"> 広報媒体の多様化を図る。
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報の発令基準を明確にしており、基準に達した場合の避難伝達手段についても計画の中で定めている。 たいし安全安心ネットによる緊急情報等の発信 緊急速報メールによる携帯電話への一斉配信 	<ul style="list-style-type: none"> 水位、気象等、各種データを取得し迅速に避難伝達情報の発信に努める。

① 雨量・水位情報

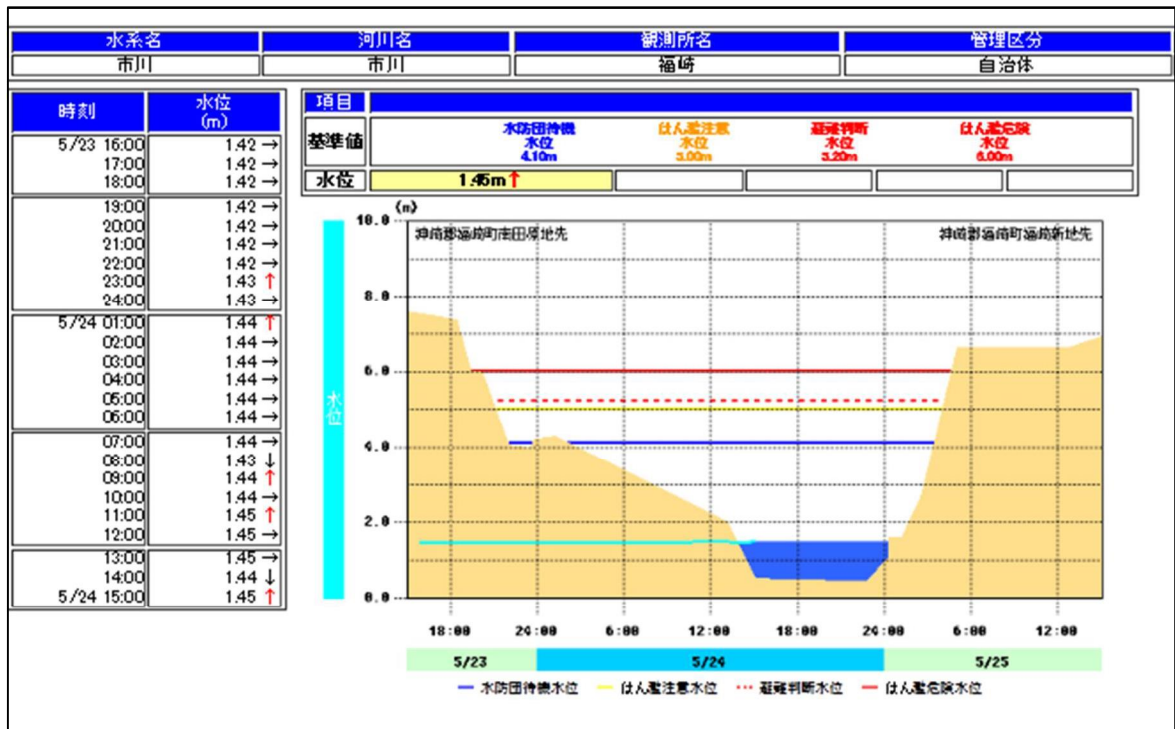
県は、県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県のホームページ「兵庫県 CGハザードマップ」地域の風水害対策情報」や、CGのデータ放送等を活用して発信する。



兵庫県のホームページ（トップページ）の「防災情報内のCGハザードマップ」をクリックすると左図が表示されます。

左図①をクリックすると【川の情報】が表示
県内各地の雨量・水位が見られます。

川の状況（雨量・水位）



兵庫県ホームページによる川の情報（雨量・水位等）の発信

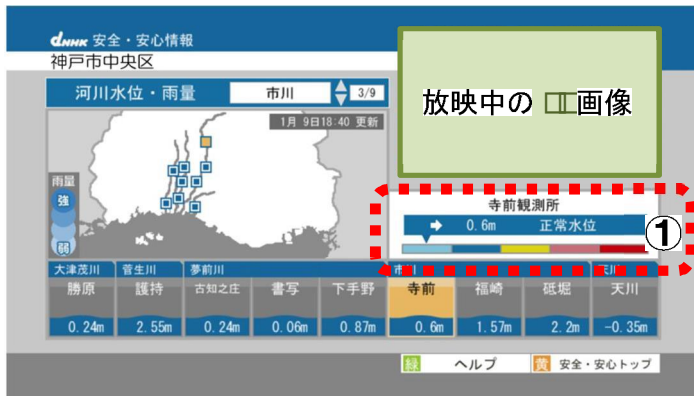
出典：兵庫県H内（CG: CG）

計画地域内の雨量・水位観測所

種別	水系名	河川名	観測所名	所在地
雨量	近畿その他	その他	家島(気象)	兵庫県姫路市家島町真浦字御室寺
雨量	近畿その他	その他	家島	兵庫県姫路市家島町真浦
雨量	近畿その他	その他	坊勢	兵庫県姫路市家島町坊勢
雨量	市川	市川	姫路	兵庫県姫路市北条町1丁目
雨量	市川	市川	砥堀	兵庫県姫路市砥堀
雨量	市川	市川	神崎	兵庫県神崎郡神河町東柏尾
雨量	市川	市川	福崎	兵庫県神崎郡福崎町西田原
雨量	市川	市川	小室	兵庫県神崎郡市川町小室
雨量	市川	岡部川	下牛尾	兵庫県神崎郡市川町下牛尾
雨量	市川	越知川	越知	兵庫県神崎郡神河町越知
雨量	市川	越知川	上越知	兵庫県神崎郡神河町越知
雨量	市川	小田原川	大河内	兵庫県神崎郡神河町上小田
雨量	市川	犬見川	足尾	兵庫県神崎郡神河町長谷
雨量	市川	その他	福崎(気象)	兵庫県神崎郡福崎町福崎新
雨量	市川	市川	黒川	兵庫県朝来市生野町黒川
雨量	市川	市川	生野ダム	兵庫県朝来市生野町竹原野
雨量	市川	栃原川	栃原	兵庫県朝来市生野町栃原
雨量	市川	その他	生野(気象)	兵庫県朝来市生野町口銀谷
雨量	大津茂川	大津茂川	伊勢	兵庫県姫路市林田町下伊勢
雨量	大津茂川	大津茂川	勝原	兵庫県姫路市勝原区下太田
雨量	夢前川	夢前川	夢前	兵庫県姫路市夢前町前之庄
雨量	夢前川	夢前川	下手野	兵庫県姫路市東夢前台3丁目
雨量	夢前川	夢前川	坂根	兵庫県姫路市夢前町山之内
雨量	夢前川	菅生川	菅生ダム	兵庫県姫路市夢前町筋野前山
雨量	夢前川	菅生川	菅生澗	兵庫県姫路市夢前町菅生澗
雨量	夢前川	菅生川	筋野	兵庫県姫路市夢前町筋野
雨量	夢前川	その他	姫路(気象)	兵庫県姫路市神子岡前
雨量	天川	天川	天川水門	兵庫県高砂市春日野町
水位	市川	市川	砥堀	兵庫県姫路市豊富町御陰
水位	市川	市川	植木	兵庫県姫路市飾磨区阿成植木
水位	市川	市川	寺前	兵庫県神崎郡神河町鍛冶
水位	市川	市川	福崎	兵庫県神崎郡福崎町福崎新
水位	市川	市川	長谷(県)	兵庫県神崎郡神河町長谷
水位	市川	越知川	神崎	兵庫県神崎郡神河町東柏尾
水位	市川	市川	魚ヶ滝	兵庫県朝来市生野町上生野
水位	大津茂川	大津茂川	勝原	兵庫県姫路市勝原区下太田
水位	天川	天川	天川	兵庫県姫路市御国野町御着
水位	天川	天川	牛谷	兵庫県高砂市春日野町
水位	夢前川	夢前川	古知之庄	兵庫県姫路市夢前町古知之庄
水位	夢前川	夢前川	書写	兵庫県姫路市書写
水位	夢前川	夢前川	下手野	兵庫県姫路市東夢前台 ㊦12㊦1
水位	夢前川	菅生川	護持	兵庫県姫路市夢前町護持
水位	夢前川	菅生川	実法寺	兵庫県姫路市実法寺町松久保
水位	夢前川	菅生川	山中	兵庫県姫路市夢前町筋野

出典：国土交通省H口川の防災情報()

田口データ放送の画面



田口のデータ放送

田口のデータ放送内(テレビのリモコンボタンの□ボタンを押す)でも住んでいる地域ごとに河川の水位と危険度を見ることができます。

左図の①には、水位の上昇にしたがって、河川の氾濫の危険度を示しています。

河川氾濫の危険度を色別で表示

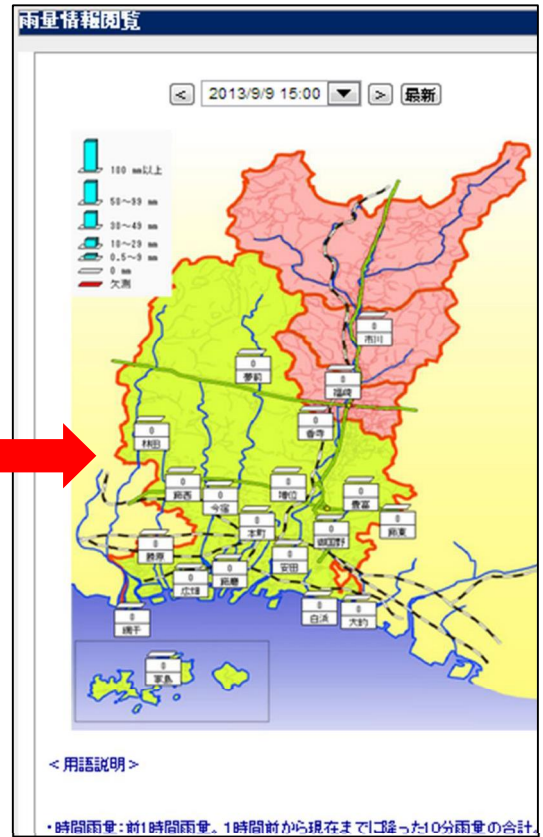
区分	水位名称	はん濫の危険度の説明
青	水防団待機水位	水防機関が待機する水位
黄	はん濫注意水位	水防機関が出動し、警戒にあたる目安となる水位
紫	避難判断水位	市町の避難勧告等の発令判断の目安
赤	はん濫危険水位	対象区間内で、はん濫が発生する水位

ひめじ防災 画面のホームページ (トップページ)



ひめじ防災 画面のホームページ (トップページ) の「雨量情報」(左図の①) をクリックすると「雨量情報一覧」が表示。流域内の雨量が見られます。

中播磨



姫路市 ひめじ防災 画面内による流域の河川の状況(雨量)の発信

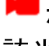
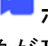
出典: 姫路市ホームページ内 姫路防災 画面

② 河川監視画像（インターネット・ケーブルテレビ）

洪水により甚大な被害が予想される箇所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部等に河川監視カメラを設置しその画像を県民や市町へ配信しリアルタイムに河川情報を提供することにより早期警戒避難を支援する。

兵庫県のホームページ（トップページ）の「防災情報内の ハザードマップ」をクリックすると左図が表示されます。

下図①をクリックすると【ライブカメラの情報】が表示
監視カメラの画像が見れます。

情報を知りたい地域を選び
マップ上の  ボタンもしくは  ボタンを押すと該当する地点の画像が見れます。



河川監視システム 地点別画面

月/日 時:分	水位 (m)
09/02 13:00	1.26
09/02 12:00	1.34
09/02 11:00	1.45
09/02 10:00	1.44
09/02 09:00	1.58
09/02 08:00	1.86
09/02 07:00	0.49
09/02 06:00	0.36
09/02 05:00	0.33
09/02 04:00	0.28
09/02 03:00	0.29
09/02 02:00	0.29

凡例
 水位上昇中
 水位下降中
 水位変化なし

兵庫県ホームページによる河川監視画像の発信

出典：兵庫県HCP内 ()

③ 洪水予報

県は、市川水系（河口～砥堀）について平成22年〇月「洪水予報河川」に指定し、県と気象台が共同して「洪水予報」を発表している。洪水予報には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、これらの情報を市町へ伝達し水防活動等に利用するほか、市町や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝達している。

洪水予報を実施する河川・区間

河川名	区域	基準地点	発表者
市川	左岸 兵庫県姫路市砥堀字林ノ谷 14㊦番の22地先から海まで	砥堀観測所	兵庫県 中播磨県民局 神戸地方気象台
	右岸 兵庫県姫路市砥堀字荒砂 ㊦9番地先から海まで		
	※1)	※2)	

※1) 具体的には、姫路市を流れる市川の生野橋から河口までの区間になります。

※2) 砥堀観測所の水位予測を基にして、洪水予報を発表します。



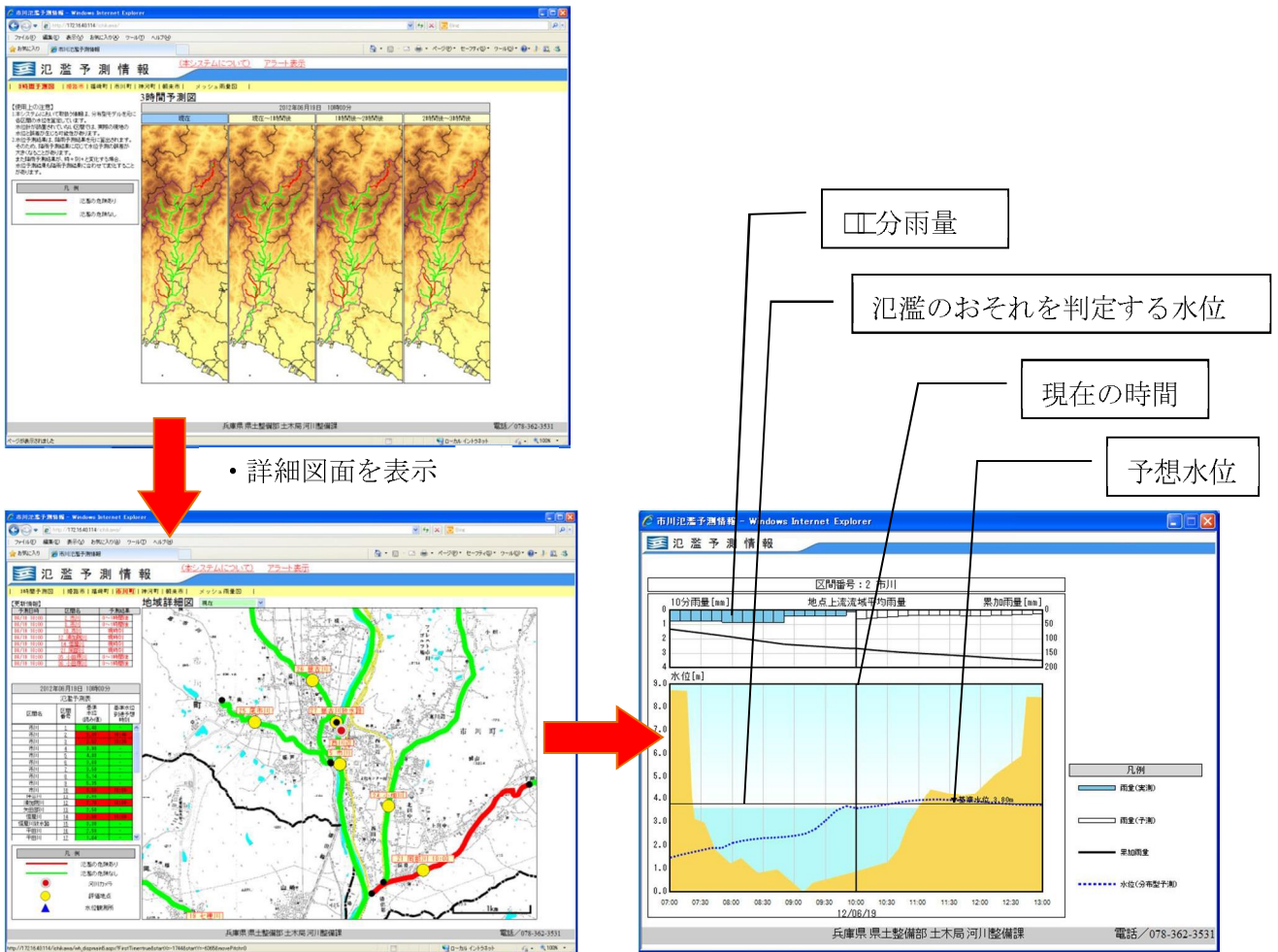
市川洪水予報の予報区間・基準点

④ 氾濫予測システム

県は、市町が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として、河川水位の予測、氾濫予測を実施し、その結果を「フェニックス防災システム[□]」を通じて市町等の防災関係機関に提供している。

「氾濫予測」は、気象庁の降雨予測データをもとに洪水の危険度を判定するものである。具体には、気象庁から提供される^{□□□}メッシュでの実況降雨及び予測降雨データ^{□□}時間先までの予測降雨[□]をもとに、河川の各区間の代表断面の^{□□}時間後水位が氾濫危険水位相当に達すると予測されると赤く表示する。これにより、避難勧告等を発令する範囲をある程度特定することが可能になる等、市町の避難判断を支援する。

今後は、データを蓄積するとともに予測精度の向上に努める。



□ フェニックス防災システム：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市町、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。

⑤ 道路アンダーパス部の浸水情報

道路アンダーパス部は、地形的に雨水が集中しやすい構造となっていることから、通常の場合にはポンプ設備等により集まった雨水を外部に排出している。しかし、近年多発する異常豪雨など想定を超える大雨に際しては、ポンプ等では排水しきれずに道路アンダーパス部が冠水し、車両が水没する事故が相次いでいる。このような事故を防止するため、道路アンダーパス部に冠水情報板等の設置を推進する。

県では、冠水事故防止対策として、下記の取り組みを行っている。

- 冠水情報板の設置
- 冠水対策用表示板（注意喚起看板・水深表示板・地名表示板）の設置
- 道路冠水情報システムの構築[□]
- 冠水情報板の高輝度 □□□式化



冠水情報板の設置



冠水対策用表示板の設置
(水深表示板・地名表示板)



冠水情報板の高輝度 □□□式化

□) 道路冠水情報システムポンプ排水等の強制排水が必要な箇所において、冠水情報板の情報を緊急対応業者、地元警察、消防署へ自動電話音声により伝達するシステム。

アンダーパス(国道・県道・市道・町道)設置箇所一覧

路線名	上部交差 物件名	住所	道路管理者	警報・ 情報板
国道 02 号	山陽本線	姫路市御国野町御着 1 地先	姫路土木事務所 (道路第 2 課)	設置
県道 41 号 (一) 広畑青山線	山陽本線	姫路市広畑区北河原町 地先	姫路土木事務所 (道路第 2 課)	設置
県道 516 号 (一) 姫路環状線	山陽本線	姫路市飾磨区山崎台 地先	姫路土木事務所 (道路第 2 課)	設置
県道 09 号 (主) 一宮生野線	播但線	神河町栗 12 2	姫路土木事務所 (福崎事業所)	設置
市道幹第 6 号線	山陽本線	姫路市別所町	姫路市 (道路管理課)	—
市道別所 24 号線	山陽本線	姫路市別所町	姫路市 (道路管理課)	—
市道別所 08 号線	山陽本線	姫路市別所町	姫路市 (道路管理課)	—
市道幹第 46 号線	山陽本線・ 山陽新幹線	姫路市阿保～東郷町	姫路市 (道路管理課)	—
市道幹第 22 号線	山陽電鉄	姫路市延末 1～東延末 2	姫路市 (道路管理課)	—
市道幹第 52 号線	姫路市霊苑	姫路市岩端町～龍野町 6	姫路市 (道路管理課)	—
市道白鳥 1 号線	姫新線	姫路市西夢前台 2	姫路市 (道路管理課)	—
市道白鳥 1 号線	国道 2 号	姫路市西夢前台 0	姫路市 (道路管理課)	—
市道高岡 1 号線	姫新線	姫路市東夢前台 0	姫路市 (道路管理課)	—
市道高岡 1 号線	国道 2 号	姫路市東夢前台 0	姫路市 (道路管理課)	—
市道幹線第 0 号線	山陽電鉄	姫路市久保町	姫路市 (道路管理課)	—
町道 大貫山田線	中国自動車道	福崎町大貫 2 00-6	福崎町 (まちづくり課)	—
町道 振古川線	播但線	市川町小谷 019	市川町	—
市道 穴原線	播但線	朝来市生野町真弓 5 02-6	朝来市	—

出典：近畿道路冠水危険箇所マップ（国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課）、市町提供資料

6-4. 浸水による被害の軽減に関する学習

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、防災リーダーの育成や防災マップの作成等により、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織[□]等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取り組みを進めるとともに、県及び市町はこれを支援する。

(1) 自主防災組織の結成推進や活性化

計画地域の自主防災組織の結成推進や活性化に取り組む。

県及び市町は、自然災害が発生した場合、地域の自主防災組織の一員として、防災活動に積極的に取り組む地域防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する（ひょうご防災リーダー講座、防災に関する出前講座等）。

県は、地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練等の取り組みを支援する（ひょうご安全の日推進事業助成制度、ひょうご防災特別推進員）。



平成25年度中播磨地域
防災リーダー講座



ひょうご安全の日
推進事業助成制度



ひょうご防災
特別推進員

□) 自主防災組織：災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織である。自分、家族、隣人、自分たちの町を自らが守るという住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である。

■計画地域での特徴的な取り組み

県は現在、「ひょうご防災リーダー講座」等を開催しており、今後も防災研修を実施する。

姫路市では、現在、自主防災会の活動の啓発や自主防災組織の災害対応の手引書の作成、自主防災組織リーダー研修を実施している。

高砂市では各自主防災組織の代表に「ひょうご防災リーダー講座」の受講を促進しており、市川町や福崎町でも、「ひょうご防災リーダー講座」の受講促進を図る。

防災リーダーの育成に関する取り組み一覧

実施主体		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から地域防災力の向上をねらいとして「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材の育成に努めている。 平成25年度に「中播磨地域ひょうご防災リーダー講座」を実施 「ひょうご安全の日推進事業助成制度」により、自主防災組織等を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災会の活動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	神河町	—	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に対し、ひょうご防災リーダー講座への積極的な参加を呼びかける。
	市川町	—	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご防災リーダー講座受講に係る案内を配布する
	福崎町	—	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織に対し、ひょうご防災リーダー講座への積極的な参加を呼びかける。
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の災害対応の手引書を作成 自主防災組織リーダー研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	高砂市	<ul style="list-style-type: none"> 各自主防災組織の代表には、ひょうご防災リーダー講座の受講を促している。 市防災訓練参加や出前講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> 防災リーダーが町防災訓練で自主防災組織へ指導や町主催の防災講演会等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施

(2) 防災マップの活用

市町は、地区毎の防災マップを作成の上、地域住民が安全に避難できるよう作成した防災マップの普及・活用に努める。

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「手づくりハザードマップ」を作成し、水害リスクの認識の向上に努めるとともに、自主防災組織等の活性化を図る。また、手づくりハザードマップの作成に際しては、防災リーダーが中心的な役割を担い、必要に応じて防災に経験豊富な 〇〇〇法人等の支援を得る。

県及び市町は、住民の防災意識の向上や避難路の周知徹底など大きな役割を担う手づくりハザードマップづくりが各地区で広がるよう、研修会の開催等により支援していく。

■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、防災マップの作成・配布を行っており、今後も継続的に実施していくとともに訓練等での活用方策についても検討する。

防災マップ作成地区数

市町名	防災マップ作成地区数	手づくりハザードマップへの取り組み状況
朝来市	全 〇地区中 〇地区で作成	未作成
神河町	全 〇地区中 〇地区で作成	未作成
市川町	全 26地区中 〇地区で作成(今後、作成を検討)	未作成
福崎町	全 〇地区中 11地区で作成	未作成
姫路市	全 〇地区中 64地区で作成	平成24年度から5年を目途に全 〇地区で作成予定。H24年度までに1〇地区、H25年度までに19地区作成。
高砂市	全 〇地区中 〇地区で作成(連合自治会)	自主防災会 〇地区で作成
太子町	全 6〇地区中 6〇地区で作成	未作成

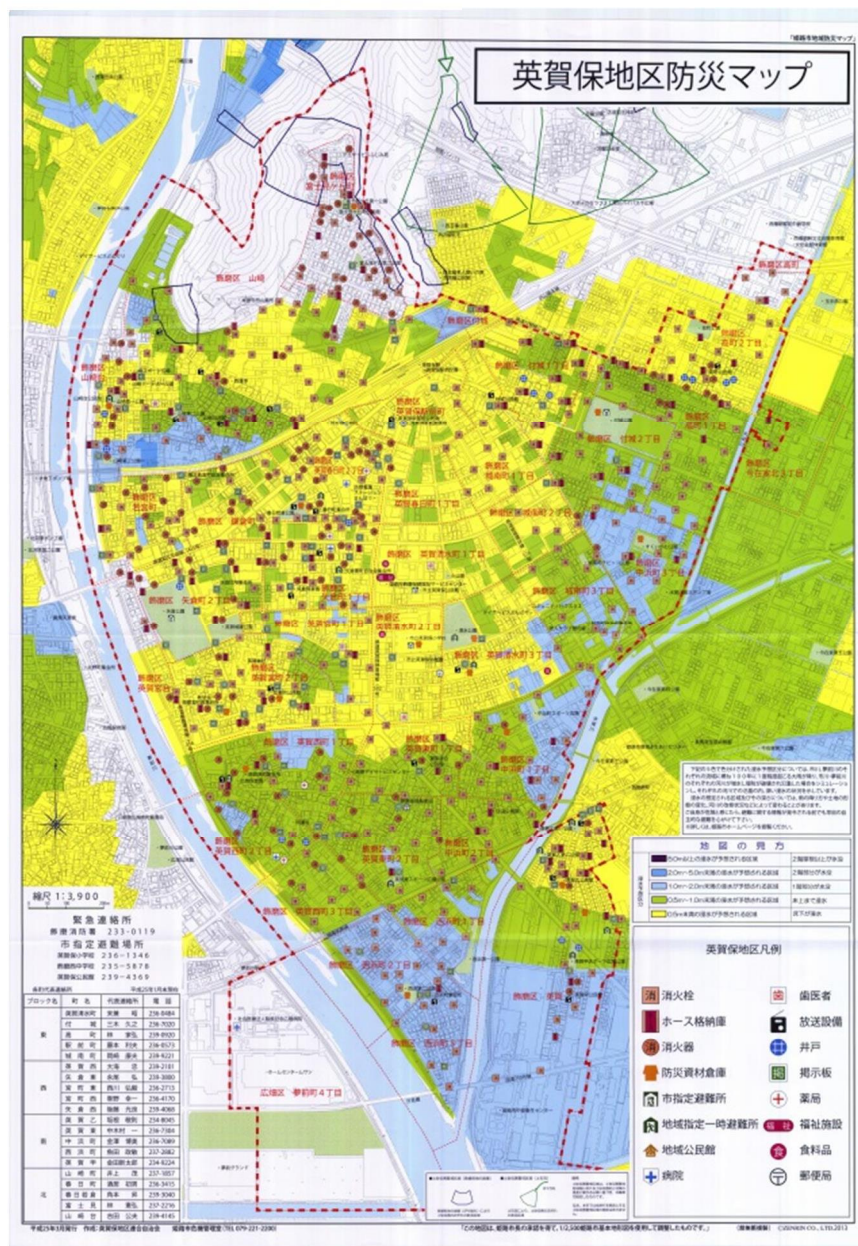
防災マップの作成・支援に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	・平成19年5月に地域別防災マップを作成し全戸配布済み。	・今後、市の作成した防災マップを基に地区独自の手づくりハザードマップの作成を自主防災会に推進する。
神河町	・平成24年度で、全 〇集落の防災点検を実施し、詳細に重要水防区域や危険指定を把握した。これを生かしたマップ作成、全戸配布を行う。	・全戸配布したマップの有効利用のため、区長会等でマップの活用方法を継続して説明する。
市川町	—	・今後、町の作成した町全体の防災マップを基に各地区独自の防災マップの作成を検討する。
福崎町	・平成19年度に町で地域別防災マップを作成し全戸配布済み。	・今後、自主防災組織による各地区独自の防災マップの作成を促進する。
姫路市	・地域防災マップづくり事業を実施している(地区連合自主防災会が主体となっており、市は作成にあたり、ワークショップの開催やまち歩きの実施等について支援)	・平成24年度から市内全地区において5カ年計画で実施を予定している。
高砂市	・出前講座での地域防災マップ作成推進	・左記を継続的に実施
太子町	・各自治会ごとに防災マップを作成し配布	・今後、訓練等での活用方策について検討する。



高砂市：防災マップの作成支援
に対する取り組み

太子町：防災マップ（町与自治会）



姫路市：防災マップ(英賀保地区)

6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、水防団等による水防活動の充実や住民の円滑な避難行動が重要であることから、市町は、これらの体制の整備として、「水防活動への支援」及び、わかりやすい避難所の表示や避難時に地区内で住民同士が助け合う「円滑な避難体制の整備」も行う。さらに、各市町だけでの復旧が困難な大規模水害に備えた幅広い連携体制として、救援活動等に対する国、県、各市町、民間事業者との「協定締結に関する取り組み」に努める。

県は、迅速な水防活動や避難勧告等の発令を支援するため、河川水位の予測等の情報を「フェニックス防災システム」により市町や消防機関等に提供する。

(1) 水防活動等への支援

市町は、洪水時には各市町が定める水防計画に基づき、水防活動を行うこととなるが、少子高齢化や過疎化により水防体制の弱体化が懸念されることから、災害モニター制度の活用等により情報収集に努めるとともに、河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくりに努める必要がある。このため、水防活動や自主防災組織等への支援に関する取り組みを推進する。

計画地域の消防団数及び団体人数

市町名	団体数	団体人数
朝来市	5分団	14□人
神河町	□分団	□□□人
市川町	26分団	6□□人
福崎町	1団 □分団	6□□人
姫路市	□団 □分団	□25人
高砂市	□分団	6□人
太子町	5□分団	42□人

■計画地域での特徴的な取り組み

市町は現在、自主防災組織への資器材の提供や助言、防災訓練等の自主的な取り組みに対する支援等を実施している。

姫路市では、「姫路市浸水危険箇所連絡会議」を設置し、各部局で把握している浸水危険箇所の情報を共有している。

高砂市では、土のうの分散備蓄を推進しており、今後も継続的に実施する。

水防活動等への支援に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	—	・自主防災組織等で行われる防災訓練等の自主的な活動を積極的に支援
神河町	・既に結成されている自主防組織に対し、防災講演の受講や支部ごとの防災訓練実施をサポートする。	・現在の取り組みを継続しつつ、新たに有効な訓練等を模索・実践する。
市川町	—	・校区毎に地域防災訓練を実施し、自助・共助による活動に対し積極的に支援する。 ・河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくり
福崎町	—	・地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行う等、積極的に支援を実施
姫路市	・新設の自主防災会に、5口種のメニューから、申請により、資機材を交付している。 ・「姫路市浸水危険箇所連絡会議」を設置している。【再掲】	・災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等に使用する防災資機材を収納庫とともにコミュニティ防災活動の拠点である小学校等に設置 ・左記を継続して実施
高砂市	・地元に対し、水防訓練等により防災指導を実施 ・土のうの分散備蓄を推進している。	・自主防災組織等で行われる防災訓練等の自主的な活動を積極的に支援
太子町	・地域の防災訓練時に町職員や消防職員による活動面での指導を実施している。	・現在の取り組みを継続実施していく。

(2) 円滑な避難体制の整備

市町は、計画地域が超高齢社会^{□□}であることや豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、避難所への避難経路の設定に際しては、危険箇所を避けて設定し、災害時にも避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。さらに、一律に指定避難所へ避難するのではなく、想定される浸水深や避難時の状況等に応じて、垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）の避難方法についても検討する。

また、市町は、災害時要援護者台帳の整備等により、要援護者の把握に努め、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努める。

計画地域の関係市町における 65 歳以上の割合

市町名	65 歳以上の割合 (%) (2□□年度)
朝来市	□□□□
神河町	□□□□
市川町	2□□□
福崎町	2□□□
姫路市	21□□
高砂市	21□□
太子町	19□□

(平成 22 年国勢調査より)

■計画地域での特徴的な取り組み

神河町では現在、広域避難所看板の設置、要援護者管理システムの整備及び避難路等の防災点検を実施しており、今後、これらシステムや情報等を円滑に活用する。また、防災点検時に行政と町民による避難所へのルート確認や文書「災害に対する心得」の配布により円滑な避難の意識醸成を図っている。

姫路市では、地域の要援護者をまとめて「災害時要援護者台帳」の整備を行い、今後も更新予定である。また、垂直避難と水平避難の運用について自治会単位で検討し、今度、適切な避難方法の周知に努めていく。

高砂市では、円滑な避難のため、電柱の巻付広告へ海拔や避難所誘導等の防災表示設置取り組むほか、浸水による車両被害を軽減させるため、車両一時避難場所を設けている。

太子町では、要援護者システムを活用し、水害時等、迅速に避難出来るよう各自治会に情報提供している。

□□) 超高齢社会：高齢化率（□□歳以上の人口が総人口に占める割合）が2□□を超える社会をいう。

円滑な避難体制の整備に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
朝来市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。 ・ 1 地域自治協議会で協議会地区内の避難施設表示板を設置済。H25 年度に避難所表示板を 2〇〇ヶ所の設置予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続的に実施 ・ 左記の円滑活用
神河町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落単位の、防災講演受講や防災訓練の手助けを実施している。 ・ 文書「災害に対する心得」を配布している。 ・ 集落防災点検時に、重要水防区域と避難所へのルートを相互確認している。 ・ 〇〇箇所に量水標を設置している。【再掲】 ・ 11 箇所に広域避難所看板を設置している。 ・ 〇 集落ごとに、行政と地区役員で避難経路の危険箇所等の防災点検を実施している。（ハザードマップの見直しに反映予定） ・ 要援護者管理システムを整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続的に実施 ・ 左欄の円滑活用
市川町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続的に実施
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害等に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的として、H21 年度に「災害時要援護者避難プラン」を作成し、H2〇年度までに要援護者名簿及び要援護者ごとの個別支援計画の作成を完了した。 ・ 全ての避難所に、案内板を設置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿等の更新を継続的に実施 ・ 指定避難所の見直しを、今後行う予定
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップに基づき、浸水被害のおそれが有る場合、垂直避難と水平避難のどちらが適切か自治会単位で検討 ・ 市内の各地区で、自主防災会や民生委員・児童委員、消防団、社協支部等による「災害時要援護者地域支援協議会」を組織し、地域の要援護者の情報をまとめた「災害時要援護者台帳」の整備を行った。 ・ 「地域防災における 〇〇〇利活用風水害時の避難行動等に関する検討専門委員会」を設置し 〇〇〇の利活用を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に避難方法を周知 ・ 「災害時要援護者地域支援協議会」に対して「災害時要援護者台帳」の更新作業の委託を行うほか、災害時要援護者台帳の登録者と市の福祉情報を突合し情報システムの整備を行い、重度障害者等の未登録者へ登録勧奨を行う。 ・ 〇〇〇の利活用に取り組む
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取り組みの推進に努めている。 ・ 市内の避難所については、看板設置済。平成 25 年度で海拔表示板を公共施設・電柱に（1〇〇箇所）設置済 ・ 関電柱管理会社と電柱巻付広告看板の新規及び取替え時に、電柱の巻付広告を利用した「公共電柱広告」として、防災表示（津波に関する海拔表示スペース・避難所誘導等）を設ける旨の覚書締結済 ・ 車両被害を軽減させるため、車両一時避難場所を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続的に実施 ・ 今後も更なる場所指定を行っていく。
太子町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者システムを活用し水害時等、迅速に避難出来るよう各自治会に情報提供している。 ・ 全指定避難場所標識 2〇箇所設置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記を継続して実施（変更箇所の情報提供等）

(□) 協定締結に関する取り組み

大規模水害時には、各市町だけでの発災直後の対応・復旧は困難であり、国、県、他市町ほか、民間事業者等にも応援要請を行うことが必要となる。このため、市町は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から応援協定の締結や民間事業者等との幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

■ 計画地域での特徴的な取り組み

朝来市、神河町、市川町、福崎町、高砂市、太子町では、すでに民間事業者等との協定を締結している。

姫路市では、地域防災の貢献に意欲のある事業所を『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表している。

民間事業者との協定締結に関する取り組み一覧

実施主体	現在の取り組み
朝来市	・ 市内民間事業者等（災害時応援協定や水道災害相互応援協定など各種応援協定に参加している、県、市町、協会、組合）と協定を締結し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備えている。
神河町	・ 町内郵便局との災害時相互協力協定（H1□□4□） ・ 町内建設業協会との応急対策業務協定（H22□□□5） ・ キンキサイン(株)との飲料水の提供に関する協定（H24□3□25）
市川町	・ 町内建設業協会との応急対策業務協定（H24□4□） ・ 町内スーパーマーケットとの災害時における食糧、生活必需品の確保に関する協定（H21□1□）
福崎町	・ 『災害時における食糧、物資の供給に関する協定』を民間業者と締結しており、災害時により速やかに円滑に物資を供給できるようにしている。
姫路市	・ 地域防災の貢献に意欲のある事業所を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用することにより、地域防災力の向上を図っている。
高砂市	・ 民間事業者等（高砂市社会福祉協議会、一部の自治会の個別企業ではなく団体）と協定を締結し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備えている。
太子町	・ 避難所の提供及び情報掲載、物資の供給等の協定を締結し、円滑な避難、救援、啓開活動に備えている。

6-6. 訓練の実施

県及び市町や防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県及び市町は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、県民や防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

県民は、水防訓練等に積極的に参加する。

■計画地域での特徴的な取り組み

姫路市における水防上危険が予想される箇所における合同現地踏査等、各市町は現在、水防訓練や防災訓練を実施しており、今後も継続的に取り組む。

訓練の実施に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	<ul style="list-style-type: none"> 毎年増水期前に県・市町や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。 平成 25 年度兵庫県・播磨広域・姫路市合同防災訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し連携強化に努める。 大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上を図ることを目的に実践的な演習を行う。 大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・警戒活動に備える。
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> 各地域で地域防災訓練が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。
	神河町	<ul style="list-style-type: none"> 自主防が実施する総合防災訓練への参加 県や近隣地域の訓練・講演への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	市川町	<ul style="list-style-type: none"> 校区毎に地域防災訓練を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	福崎町	<ul style="list-style-type: none"> 町の地域づくり事業を活用した防災訓練の実施 2年に1度、水防訓練を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 各消防署単位で、各地区水防訓練の実施 水防上危険が予想される箇所における合同現地踏査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記を継続的に実施
	高砂市	<ul style="list-style-type: none"> 5月に水防訓練を実施した。また、10月に総合防災訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練への多くの住民参加と、地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。
	太子町	<ul style="list-style-type: none"> 毎年10月に防災訓練（発災対応型）を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し、危機管理意識の向上と地域主催の地域防災訓練の実施を促進する。



ゲリラ豪雨体験

H22 太子町 防災訓練



H22 高砂市 総合防災訓練



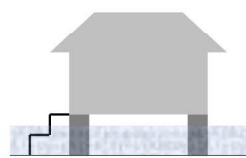
H24 姫路市防災訓練

6-□ 建物等の耐水機能

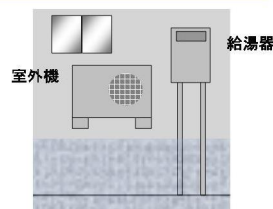
県民は、敷地の地形の状況や市町が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成20年5月〔兵庫県〕）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置等、耐水機能を備えることに努める。

県及び市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。また、県は、浸水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第□□条）し、建物所有者は耐水機能を備え、維持するよう努める。

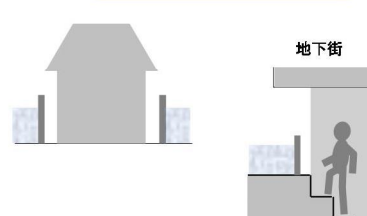
建物等の高床化



電気設備等の高所設置



遮水壁・板の設置



耐水機能の主な例

■計画地域での特徴的な取り組み

福崎町では現在、防災拠点となる公共施設において、電気設備を高所に設置しており、朝来市、高砂市、太子町でも今後実施する。

高砂市では、出前講座、広報誌等において、家屋の通気口に発泡スチロールを用いて浸水を軽減する方法等を紹介している。

建物等の耐水機能を備えるための取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	—	・減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
朝来市		—	・防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。
神河町		—	—
市川町		—	—
福崎町		・防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置している。	・左記を継続的に実施
姫路市		—	—
高砂市		・出前講座、広報誌等において、家屋の通気口に発泡スチロールを用いて浸水を軽減する方法等を紹介している。	・防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。
太子町		—	・防災拠点となる公共施設では、電気設備を高所に設置する。

6-□ 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が□□□%（平成25年□2月□□日現在）に対し、計画地域の市町の加入率は近年、平成□年、平成2□年と災害が重なり、地域住民の災害に対する意識が高いこともあり、□□□%と県全体より高い。

今後も、県民は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済」等の加入に努め、県及び市町は加入促進に努める。



フェニックス共済パンフレット

フェニックス共済加入状況（H25□2□□ 現在）

区分	住宅再建共済制度		家財再建共済制度	
	加入戸数	加入率(%)	加入戸数	加入率(%)
朝来市*	1□□□3	12□□□	□□□	□□□□
神河町*	□□□	21□□□	19□	5□□□
市川町*	□□5	21□□□	2□□	4□□□
福崎町*	□□□	1□□□□	2□	4□□□
姫路市*	145□□□4	□□□□	4□□□6	2□□□□
高砂市*	□□□42	1□□□□	1□□64	□□□□
太子町*	1□□□3	14□□□	□□□	□□□□
合計 (□市4町)	24□□□□	1□□□□	□□□65	2□□□□
全 県	159□□35□	9□□□□	4□□□31□	2□□□□

※計画対象流域外の加入者も含んだ戸数

□ 環境の保全と創造への配慮

河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、「ひょうごの川・自然環境調査^{□)}」の結果を踏まえて河川整備を行うものとする。すなわち、“安全ですこやかな川づくり”、“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”、“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、県が「生物多様性基本法」に基づき、平成20年□月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池等を対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境、景観等に配慮した事業を行う。

□1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保

中播磨流域の河川においては、豊かな河畔林や河川特有の植生が多く生育しており、小動物や鳥類、魚類等の多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっている。そのため、河川整備における河床掘削や河道拡幅においては、生態系にとって重要な河畔林や河川植生を保全するように努めるとともに、河道を改変する場合には、在来植生が生育していた表土の再利用や段階的な施工を行う等、河川、植生が早期に回復するようにする。

また、河川改修にあたっては、瀬や淵の保全再生を図るとともに、河川内の巨石を可能な限り残す等、魚類等の生息に配慮する。さらに、魚類等の生息分布域の拡大と河川の連続性を回復するために、関係機関と連携し、改善効果の高い横断工作物から状況に応じて魚道の整備や構造物の改築等を順次行うとともに本川とワンド・たまりの連続性に配慮した河川整備を行う。

□) ひょうごの川・自然環境調査：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下□□水系を対象に、平成□□年度から進めている調査。

□2. 参画と協働による川づくり

県民の参画と協働による河川の維持や整備として川づくりを実践するため、観察会等、河川愛護活動団体とのネットワークの強化を図ることで、河川愛護に向けた県民意識の向上と河川環境の保全に取り組む。

□□ 森林環境の保全

森林は流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能等の多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、これらの多面的機能を有する森林環境を保全する。

□4. 水田・ため池環境の保全

計画地域の水田やため池については、化学肥料や農薬の使用を制限した環境創造型農業の普及が進められているほか、ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観等、環境との調和への配慮が義務づけられている。また、ため池については、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動が行われている。

流域対策を実施する際にはこれらの取り組みも踏まえ、水田・ため池の自然環境や景観保全に配慮する。

□ 総合治水を推進するにあたって必要な事項

□1. 県民相互の連携

県民は、地域やグループでの勉強会の開催、各戸貯留への取り組み等、総合治水や環境保全等に関わる自主的な活動を推進するよう努める。県は、総合治水等に関する取り組みが推進されるよう、各団体や市町と連携し、活動の援助に努める。

□2. 関係者相互の連携

土地の利用に関する計画、河川等の整備、公共下水道の整備等については、中播磨□市川流域圏□地域総合治水推進協議会の場等を活用して連携を図る。

土地の利用に関する計画に当たっては、当該土地の河川の整備状況、災害発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を踏まえて策定するものとする。

□□ 財源の確保

総合治水は県・市町・県民が協働して推進するものであり、雨水貯留浸透等の取り組みは、施設管理者が自らの負担で実施、維持管理することを基本としている。

県及び市町は、自らが所有する施設について、率先して雨水貯留施設等の整備に取り組むとともに、補助金等、有利な財源の確保に努める。

また、県及び市町は、市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。

□4. 計画の見直し

中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続し、県、市町及び県民は、推進協議会において、計画の進捗状況を把握の上協議し、県は推進協議会での協議を踏まえて推進計画を適宜見直す。

□5. モデル地区

計画地域において総合治水を推進していくためには、各主体が総合治水にかかる取り組みについて十分に理解するとともに、県民・関係者相互の連携が重要である。

このため、計画地域内にモデル地区を設け先導的な取り組み事例や効果等の情報発信を行い、推進協議会等を通じてその共有を図る等、計画地域全体に総合治水にかかる取り組みへの理解を深めていくこととする。

モデル地区は、これまでの浸水被害の状況や地区での取り組み状況等を踏まえ、計画地域南部のモデル地区として、船場川上流地区（姫路市）、計画地域中北部のモデル地区として、七種川地区（福崎町）を選定する。



モデル地区位置図